

平成25年10月25日(金) 裁決の概要

(別紙)

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	①原処分年月日 ②異議申立年月日 ③異議申立に対する処分年月日
1	熊本県知事	熊本県水俣市の男性	平18. 4. 20	水俣病認定	<p>取消</p> <p>水俣病認定をめぐり最高裁は平成25年4月16日、公健法における水俣病とは、指定地域内において「魚介類に蓄積されたメチル水銀（有機水銀）という原因物質を経口摂取することにより起こる神経系疾患」として、この「発症の機序」を、個別具体的に確認できれば、水俣病と認定できると判示した。この判決が示した法令解釈の基本的な趣旨について、当審査会は、妥当であると思料し、そのうえで、本件を審査した結果、52年判断条件には適合しないが、上記の「発症の機序」が確認でき、公健法上の水俣病と行政認定することが相当と判断した。よって、原処分の取消は免れない。</p>	審査請求人は、昭和23年に熊本県水俣市で出生。以降、昭和48～51年を除き、同地に居住。	平14. 3. 10	①平15. 3. 3 ②平15. 4. 24 ③平18. 3. 27

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】 □

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構	大阪市の女性	平23.10.19	中皮腫 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	棄却 病理標本のHE染色で肉腫系ではなく上皮系の腫瘍が考えられるが、中皮腫の有力な陽性マーカーであるcalretinin、WT-1及びD2-40が陰性であり、上皮型または肉腫型いずれの中皮腫も否定される。総合して中皮腫ではないと判定する。請求人が提出した医療機関病理部の考察書のうち中皮腫の根拠となり得るのは生検時のWT-1が一部陽性という点だけだが、当審査会は、当該WT-1標本につき、陰性と判定した。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は、未申請死亡者（昭和37年出生）の妻。	平22.9.21	平23.8.25
2	独立行政法人環境再生保全機構	天津市の女性	平23.8.9	肺がん 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	棄却 原発性肺がんは認められたが、X線画像で肺線維化及び胸膜プラークは認められず、石綿を吸入することにより発症したものと認めることはできない。よって、原処分は相当と認められる。	審査請求人は、未申請死亡者（昭和21年出生）の妻。	平22.12.9	平23.7.25
3	独立行政法人環境再生保全機構	大阪市の女性	平23.11.9	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 認定	取消 本件の「石綿肺」は平成22年に追加された新指定疾病で、中環審による「留意事項（改訂）」を基本指針とし、医学的審査・判定を行うが、処分庁側の本件審査は、この指針を逸脱、背反した極めて不適切なもので、典型的な「石綿肺」の事実を見逃した。よって、原処分の取消は免れない。認定申請者は、石綿スレート工事に長年従事した父と共に働き、その家業を継いだ一人親方だが、父についても当審査会は、石綿肺を否認した原処分を、処分庁が病態の真摯な検討を怠り、明らかな「石綿肺」を看過したとして取消す裁決（同25年3月29日付け）をしている。	審査請求人は、申請中死亡者（昭和40年出生）の妻。申請中死亡者は10年間以上スレート加工業に従事。	平22.12.13	平23.10.27